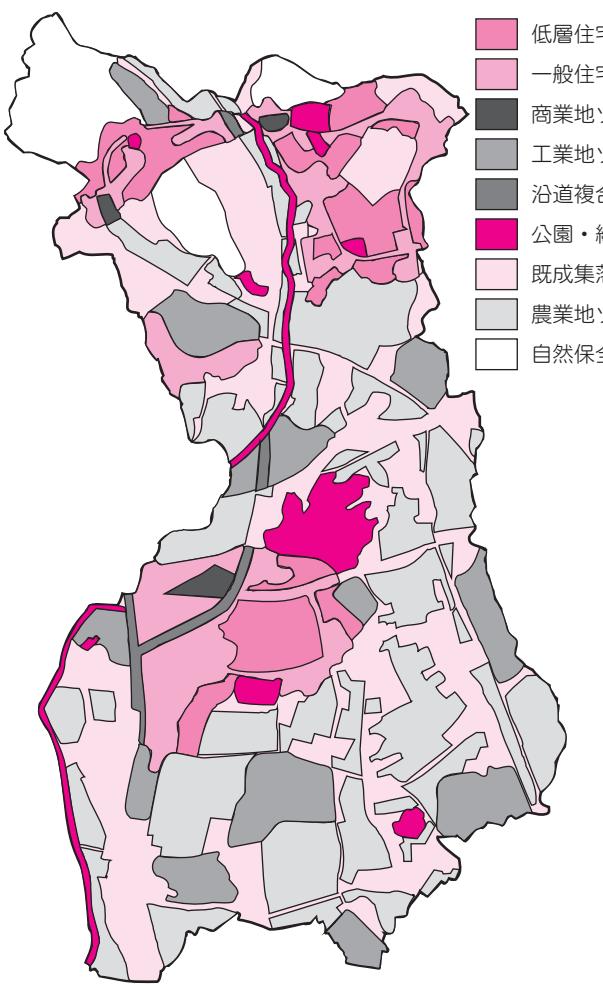


図 1 土地利用ゾーン



○市街化区域における土地利用ゾーン

(ゾーン)に分けて設定します。

- ①低層住宅地ゾーン
- ②一般住宅地ゾーン
- ③商業地ゾーン
- ④工業地ゾーン
- ⑤沿道複合地ゾーン
- ⑥公園・緑地ゾーン(両区域に設定)
- 市街化調整区域における土地利用ゾーン
- ⑥公園・緑地ゾーン(両区域に設定)
- ⑦既成集落地ゾーン

たいたいするというよしなもののです。  
昨年実施したまちづくりアンケートによる  
と、このように土地利用を規制することにつ  
いて「土地利用の規制を強化することで積極  
的に自然環境などを守っていく」という意見  
が多くなっています。こうしたことを踏まえ  
これから三好町の土地利用の規制や誘導に  
あたり、3つの基本理念を設定します。

**基本理念①**

「自然環境の保全及びこれとの  
共生を前提とした土地利用」

高度成長期には、増加する宅地需要を満たす

## 土地利用の規制と誘導の方針

土地は都市空間を形成するものとも基本的な要素です。そのため、土地をどのように利用するかは都市づくりの根幹になります。また土地は、公的な性格と私的な性格の両面を持つているため、計画的な土地利用を進めるために、規制や誘導を行うことが必要になります。例えば、緑地を保全したり、住用地の中に廃車置き場ができるないように規制し

三好町のまちづくりに対する基本方針を表す「土地開発に関する三好町計画」では、まちづくりの目標や土地利用の方針などを定めた、「三好町のまちづくりの最も基本になる計画」「まちづくり基本計画」を策定することになります。

三好町では、現在までに6回のまちづくり基本計画策定委員会を開催。計画策定の準備を進めています。10月1日号の広報では、この計画の第1章、まちづくりの基本目標の原案の概要をお知らせしました。

今回の広報では、第2章「まちづくりの基本計画」の原案の概要を紹介します。パブリックコメント手続きにより、皆さんからの意見をお聴きしながら、皆さんと一緒に計画を策定したいと考えています。あなたの考えを聴かせていただけませんか。

そのため、開発を前提とした土地利用が進め

「共通認識の形成」

土地にはそれぞれ所有者があり、土地は所有者の資産になります。一方、土地は空間的な広がりを持ち、農地や宅地、山林など、さまざまな利用形態があり、その使われ方によつては、相互に影響を及ぼしえることから、公共的な性格を持つものといえます。したがつて、その利用にあたつては、公共の福祉の観点から一定の規制がかけられるべきだと考えられます。

す。のルールにより、効率的な土地利用を進め

## 土地利用のゾーンを9つに設定

## 土地利用誘導区域を設定

土地利用誘導区域は、土地利用ゾーンのうち、次のような考え方に基づき設定します。

## 土地利用誘導区域の基準

土地利用誘導区域の設定の考え方に基づいて、9区域を設定します。区域の内容は次のようにあります。また各区域の土地利用の基準を9ページの表1のように定め、開発事業の誘導を行います。

都市基盤が整備され

が形成されている三好丘地域のうち、現在住居専用地域に指定されている地域

基本理念③

効果的・効率的な利用の増進

田や畠地が目撃し、二疊和月の  
方向性について、地域住民や開発事業者、そ  
して行政が「共通認識」を形成することが必  
要です。方向性を定めるにあたっては、土地  
利用現況や地域条件を踏まえつつ、住民参加  
による議論を通じて、土地利用についての共  
通認識の形成に努めます。

# 特集 まちづくり基本計画の原案を公表

皆さんのご意見を聴かせてください

## パブリックコメント

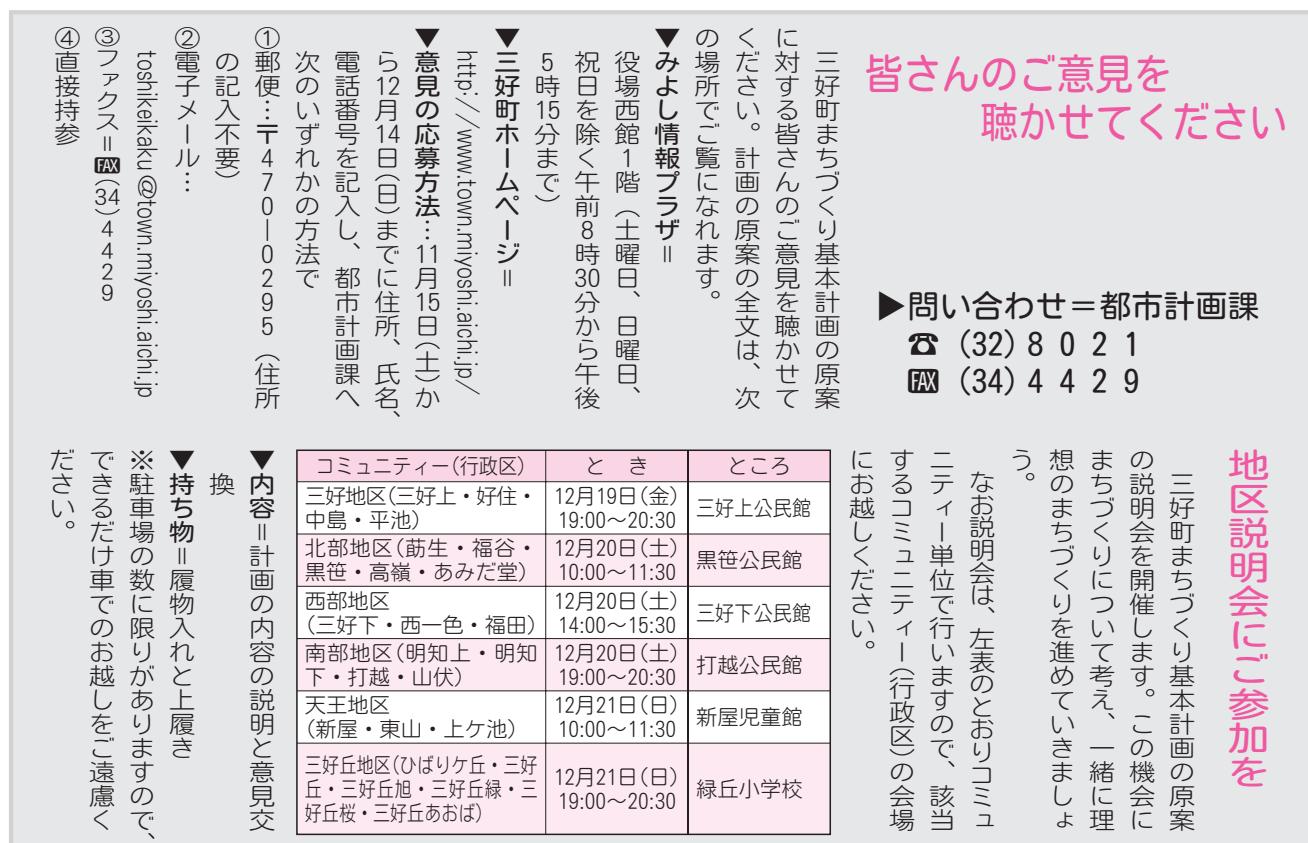
▶問い合わせ=都市計画課 ☎(32)8021 FAX(34)442

表1 土地利用誘導区域の土地利用の基準

区分	住環境保全区域			農業保全区域		自然保全区	集落居住区	教育環境保全区域
	A	B	C	A	B			
農産加工施設	—	—	× ※	×	—	×	×	× ※
そのほかの農業関連施設	—	—	—	—	—	×	—	—
農家住宅・分家住宅	—	—	—	× ※	—	×	※	—
集会所	—	—	—	×	—	×	—	—
日常生活関連施設	—	—	—	×	—	×	—	—
社寺仏閣	—	—	—	×	—	×	—	—
社会福祉施設	—	—	—	×	—	×	—	—
バスターミナル	—	—	—	×	—	×	—	—
ドライブイン・ガソリンスタンド	—	—	—	×	—	×	—	—
火薬庫・火薬類製造所	—	—	×	×	—	×	×	×
危険物貯蔵処理施設	—	—	×	×	—	×	×	×
運動・レジャー施設	—	—	—	×	—	×	—	—
ホテル、または旅館	—	—	×	×	×	×	×	×
風俗営業、または性風俗関連	—	—	×	×	×	×	×	×
特殊営業を営む施設	—	—	×	×	×	×	×	×
カラオケボックス	—	—	×	×	×	×	×	×
分譲菜園	—	—	—	×	—	×	—	—
資材置場	×	×	—	× ※	—	×	※	—
駐車場用地	—	—	—	× ※	—	×	※	—
洗車場用地	×	×	—	×	—	×	—	—
廃自動車等保管場所用地	×	×	×	×	×	×	×	×
土石採取用地	×	×	×	× ※	× ※	×	×	×
土砂等埋め立て用地	×	×	×	× ※	× ※	×	×	×
土砂等一時たい積場所用地	×	×	×	×	×	×	×	×
廃棄物処理施設用地	×	×	×	×	×	×	×	×
墓地・墓えん等用地	×	×	×	—	—	—	×	—

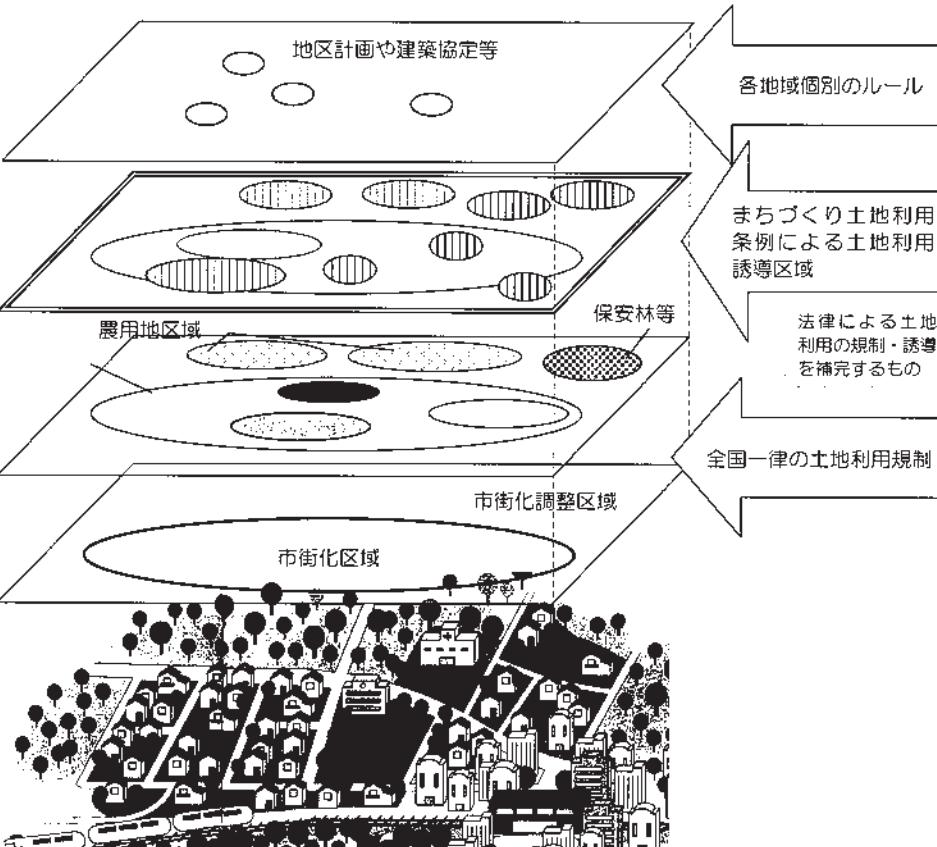
「×」は、不可。「-」は、土地利用誘導区域にかかる規定なし

※印は、例外規定あり。なお住環境保全区域AとBの区域の違いは、建物を建てる場合、住環境保全区域Aは、建物と境界との間を1m以上の間隔をあけなければならぬと定められている点である。



# 特集 まちづくり基本計画の原案を公表

図2 土地利用のイメージ



牛  
集落居住区域

大規模な既存集落として愛知県知事が指定する集落の区域(大規模集落地区)、市街化調整区域の中で地区計画、または集落地区計画が定められた地区で大規模集落地区に接続する区域、および土地改良事業により創出される非農用地で、大規模集落地区に接続する区域

学校施設、図書館、保育園、幼稚園の敷地  
かつ200m以内の区域

**ケ 防災調整区域**  
各年の降水量などの最大値を統計的に処理した値を超える確率である年超過確率が100分の1の降雨で、最大浸水が深さ0・5m以上となることが予想される区域

## 部門別まちづくりの方針

### 1 交通(道路・公共交通)の方針 テーマ：「特色ある地域を結び、安全で便利な人の移動を確保する」 方針を策定する

2 市街地整備の方針  
テーマ…「快適な暮らしの場、産業・交流によるにぎわいの場をつくる」

3 水と緑の方針

テーマ…「三好町の財産である水と緑の環境を守り、育て、身近なものにする」

**5 市景観をいいへや**  
参加型まちづくりの方針  
テーマ…「参加と協働のまちづくりを進め  
るための仕組みをつくる」

## 地区説明会に 課

三好町まちづくりの説明会を開催します  
まちづくりについての説明会を、  
想のまちづくりを

▶問い合わせ  
☎ (32) 8  
FAX (34) 4  
う。  
なお説明会は、  
二ティイー単位で行  
するコミュニティイ  
にお越しください

ちづくり基本計画の原案  
さんのご意見を聴かせて  
計画の原案の全文は、次  
覽になれます。

行政区	と き
好住・ 福谷・ ・だ堂)	12月19日(金) 19:00~20:30
・福田)	12月20日(土) 10:00~11:30
	12月20日(土) 14:00~15:30

募方法：11月15日（土）か  
日（日）までに住所、氏名、  
を記入し、都市計画課へ  
れかの方法で

コミュニティー（行 三好地区（三好上・ 中島・平池）
北部地区（筋生・ 黒笹・高嶺・あみ
西部地区 (三好下・西一色

▼内容＝計画の内換  
要ル…  
470-0295 (住所)  
FAX  
ku@town.miyoshi.aichi.jp  
(34)4429